

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		派遣期間の延長 新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例第4条 第6項、第7項 (派遣期間) 6 前項の規定によりヘルパーの派遣を休止した場合において、対象者が退院したときは、ヘルパーの派遣を再開するものとする。この場合において、当該対象者に係る派遣期間は、第1項に規定する派遣期間内において入院していた日数分を延長することができる。 7 前項後段の規定による派遣期間の延長は、再開に係る退院の日が第1項に規定する派遣期間の経過後であるときは、当該退院の日を派遣期間の延長の初日として行うものとする。
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども政策係
審査基準	関係条項	新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例第8条、第9条 (派遣期間の延長の申出) 第8条 第4条第6項後段の規定により、ヘルパーの派遣期間を延長しようとする者は、その旨を市長に申し出なければならない。 2 前項の規定による申出は、入院していた期間の初日及び末日を明らかにしてしなければならない。 (派遣期間の延長の決定) 第9条 前条第1項の規定による申出があったときは、その内容を審査の上、派遣期間の延長の可否を決定し、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。
	基準 (未設定の場合 合はその理由)	入院の事実及び入院の期間が確認できない場合は、派遣期間の延長を行わない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 合はその理由)	総日数14日
	設定等年月日	平成29年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)